

板橋区立志村第一中学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、志村第一中学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

I 震 災 対 応

1 地震後の安全措置

- (1) 各火元責任者・安全点検確認者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。（被害をもたらさない地震の場合においても同様とする。）
- (2) 各点検検査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。
- (3) 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで使用供給の開始を指示する。

※ 地震後は下校途中の道路及び自宅周辺の安全が確認されるまでは学校に生徒を待機させる。震度5弱以上の場合は保護者等の引き取りとする。

2 震災に備えての準備品

品 名	使 用 方 法 等	保 管 場 所
食 糧 飲 料 水	○区教育委員会等と協議し、生徒全員の食料を確保できる体制を確立しておく。	防災備蓄倉庫
医 薬 品 担 架	○保健室内の医薬品のほか必要な医薬品を確保しておく	保 健 室 倉 庫
毛 布	○非常用として	〃
携帯用ラジオ トランシーバー 校 旗 携帯用拡声器 ロ ー プ メ ガ ホ ン 警 笛	○震災用として常に使用できるように日常使用するものとは区別して確保しておく。 ○自衛消防隊用の装備器材を活用する。	職 員 室 防災備蓄倉庫 自衛消防隊用 器材保管場所

3 下校計画の作成

防火管理者は、各担当教師をして、震災時に学校に残留させ、保護者に引き渡す計画を作成し、保護者への緊急連絡体制を年度当初に策定しておく。

4 避難場所の指定

避難場所及び避難経路は次のとおり指定しておくものとする。

避難場所	所在及び名称	集 結 場 所
第一次避難	発災場所等	○安全な場所に避難
第二次避難場所	体育館 校庭	○校庭中央・校舎の反対側とし、朝礼のとおり整列する。
第三次(広域)避難場所 火災以外の場合 火災の場合	体育館 出井の泉公園等	
避難経路	徒 歩	

5 地震時の活動

(1) 授業中（水泳の授業中を含む）地震が発生した場合の基本的活動

措置 区分	学校長等の基本活動	教師の基本的行動
第1次 措置	○火気使用器具の始末をするとともに初動体制に必要な指示命令を行う。	*緊急地震速報発令または地震発生と同時に生徒を机の下などに身をかくさせ本部からの指示を待つ。 *火気使用器具の始末を行う。 *入水中は近い場所からプールサイドに上げる。
第2次 措置	○校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の命令を校内放送及び口頭で行う。	*教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。 *屋外へ避難命令を受けた場合は、生徒に防災措置をとらせ、避難経路に従い避難を開始する。
第3次 措置	○避難終了の確認を行うとともに情報収集、2次災害防止に努める。	*出席簿を携行し、校庭へ避難完了後人員点呼を行い異常の有無を本部へ報告する。

(2) 休憩時間中に地震が発生した場合の基本的行動

処 置 区 分	校長等の基本行動	教師の基本行動
第1次措置	○火気使用器具の始末を行うとともに本部員以外の者は校庭及び体育館に急行し生徒の安全処置を講ずる。	*緊急地震速報発令または地震発生と同時に教室に直行し、落下物に注意して身を低くするなど、身を守るよう指示すると共に出口を確保する。
第2次措置	○本部員は全生徒及び校舎の被害状況を把握するとともに、避難開始の命令を校内放送及び口頭で行う。	*教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。 *屋外へ避難命令を受けた場合は、生徒に防災措置をとらせ、避難経路に従い避難を開始する。
第3次措置	○授業中に準じて行う。	*授業中の避難に準じて行う。

※本部員とは隊長（校長）、副隊長（副校長）、指揮係をさす

※情報提供は連絡メールを使用する。

6 避難行動

避難行動は、次により行うものとする。（東海沖地震が宣言された場合、起きた場合及び直下型地震が起きた場合を含む）

- ① 生徒が机の下に身を防いだ時点で、カバン等で頭部を守る等の防護処置をとらせ避難行動を容易に行えるようにする。
- ② 校舎外へ避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部の命令により行うものとする。生徒の自宅等の安全が確保されない場合は学校にて待機を原則とする。
- ③ 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して行う。それ以外は第２３条に定める経路に従い行うものとする。
- ④ 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。
- ⑤ 広域避難場所での避難は隊列を組み、学級担任と担任以外の教師は隊列の左右に適宜に位置し事故防止に努める。
- ⑥ 広域避難場所への避難が完了した場合は、区教育委員会に連絡員を派遣する。
- ⑦ 避難時における装備の携行者は、次のとおりとする。

装 備 名	携 行 者	用 途
担 架	応 急 救 護 係	傷病者を搬送する
本 部 旗(学校旗)	本 部 員	本部の印とする
トランシーバー	通 報 連 絡 係	避難時の連絡用として使用
医 薬 品	応 急 救 護 係	応急手当用
メ ガ ホ ン	学 級 担 任	避難時の統率をはかるため使用
トランジスタラジオ	通 報 連 絡 係	情報を収集するため使用
重要書類等	搬 出 係	非常持ち出し品の搬送及び管理
毛 布	応 急 救 護 係	傷病者の救急用具として使用
携帯用拡声器	本部員及び学年主任	避難時の統率をはかるため使用
食料・飲料水	栄養士等	避難場所での非常食

7 生徒の引渡し

（１）生徒の保護者への引き渡し

震度５弱以上の地震が発生して生徒を学校に留め置く場合、生徒の引き渡しについては、連絡メール・学校ホームページにより周知する。学級担任が生徒を家族に引き渡す場合は、原則として引渡しカードにより確認し、必ずチェックしてから行うものとする。また、学級担任不在の場合は学年主任がこれを代行する。

なお、年度当初に震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、次ページの通知を保護者に配付し、受け渡し者を事前に登録する。

(2) 帰宅困難な児童・生徒の保護体制

生徒が引き取られるまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず、教職員が1人は側に付き沿う。状況が落ち着いた段階で、自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、張り紙をしておき、引取り者が来るまで、学校で預かる。電話が回復すれば、勤務先、緊急連絡先に電話する。

学校周辺の被害が甚大な場合には、生徒をそのまま帰宅させることが、非常に危険と判断しなければならない状況もあり得る。そのような場合には、学校で一時、多くの生徒を保護しなければならないことも想定されるので、そのような場合を想定して、あらかじめ学校において、一定の非常用の食料等を自主的に備蓄しておく。

年 月 日

保護者各位

板橋区立志村第一中学校
校 長 岡部 誠

地震発生時における生徒の下校について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、板橋区では、板橋区立小・中学校の児童・生徒が学校にいる時間帯に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、保護者または代理人の方が学校にお迎えに来ていただき下校することとしており、すでに区の広報等でも区民の皆さんにお知らせしているところです。

本校でも、区の方針に基づき、生徒が学校にいる時間帯に「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、保護者またはあらかじめ登録いただいた代理人の方が学校に来られるまで、学校で待機させることといたします。

つきましては、地震発生時にお迎えいただける方の登録を下記の通りお願いいたします。

点線部で切り取り、 月 日 () までに担任までご提出ください。

◆「震度5弱」以上の地震発生時の生徒下校の手順は、以下の通りです。

- (1) 保護者またはあらかじめ登録いただいた代理人の方に学校に迎えに来ていただきます。
- (2) 各教室（または学校が指定した場所）に直接お越しください。
- (3) 担任または教員が順番に確認させていただきます。保護者以外のあらかじめ登録いただいた代理人の方がお迎えの場合は、身分証等をご持参ください。
- (4) 生徒本人とともにご帰宅いただきます。（状況により変わることもあります。）

地震発生時における生徒下校に関する登録

以下の通り登録します。（保護者も含みます）

（登録者のお名前と、生徒本人との関係を記入する表を挿入します。）

※ 1～3まで全て登録いただかなくても結構です。

※ 登録は、保護者もしくは満16歳以上の指定いただいた代理人の方とさせていただきます。

年 月 日

生 徒 名 年 組 番 氏 名

保護者名

8 地震発生時の教職員の安全指導例

授業中【普通教室にいる時】	
発生時の第一行動	○ 騒がないこと。 ○ 慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○ 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 窓や窓際から離れること。 ○ 机等の下にもぐること。 ○ 防災頭巾、座布団等で頭部を守ること。 ○ 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
避難行動	○ 放送等の指示により避難を開始すること。 ○ 静かに迅速に整列すること。 ○ 4つの約束を守り、素早く行動すること。 ・ おさない ・ しゃべらない ・ かけない ・ もどらない 「お・か・し・も」の約束 ※ 災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。 ○ 決められた場所に整列して集合すること。 ○ 落ち着いて待機すること。
教職員の指示と行動	○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため今より大きな地震は起こらないことを知らせる。 ○ 机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、防災頭巾や座布団などで頭を守らせる。 【指示例】 ・ 「大丈夫、あわてるな」 ・ 「静かにして、落ち着け」 ・ 「外に出るな」 ・ 「机の下にもぐれ」 ・ 「防災頭巾をかぶれ」 ・ 「机の脚を両手でしっかりつかめ」 ・ 「頭を下げて、じっとしていろ」 ・ 「揺れがおさまるまで頭を出すな」 ・ 「大丈夫だ。心配するな。落ち着け」 ○ 窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。 ○ 揺れが収まったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。 ○ ストーブ等の火気使用中の場合は、生徒をストーブから離れさせ、消火する。 ○ 生徒等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する。

授業中【特別教室にいる時】	
教職員指示と行動	○ 特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。 ○ 机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるよう指示する。 ○ 実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。 ○ 実験や実習で機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。 ○ 生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。

授業中【体育館（格技場）・校庭・中庭・プール等にいる時】	
発生時の第一行動	○騒いだり、奇声を上げたりしないこと。 ○屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設から素早く離れ中央部に集合し、身を低くすること。教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。
避難行動	○騒いだり、走り回ったり、押し合ったりしないで、素早く行動すること。 ○教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場所で待機すること。
教職員の指示と行動	○大声で、指示の徹底を図る。 ○窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れが収まるまで身を低くさせる ○プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。 ○人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

校外学習、野外活動、遠足、修学旅行等の時	
教職員の指示と行動	○建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、児童・生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。 ○海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。 ○山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。 ○許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。 ○人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。 ○あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。 ○携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し指示する。

休憩時間中や放課後の部活動の時	
教職員の指示と行動	○発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。 ○教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。 ○災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。 ○休憩時間等の児童・生徒の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

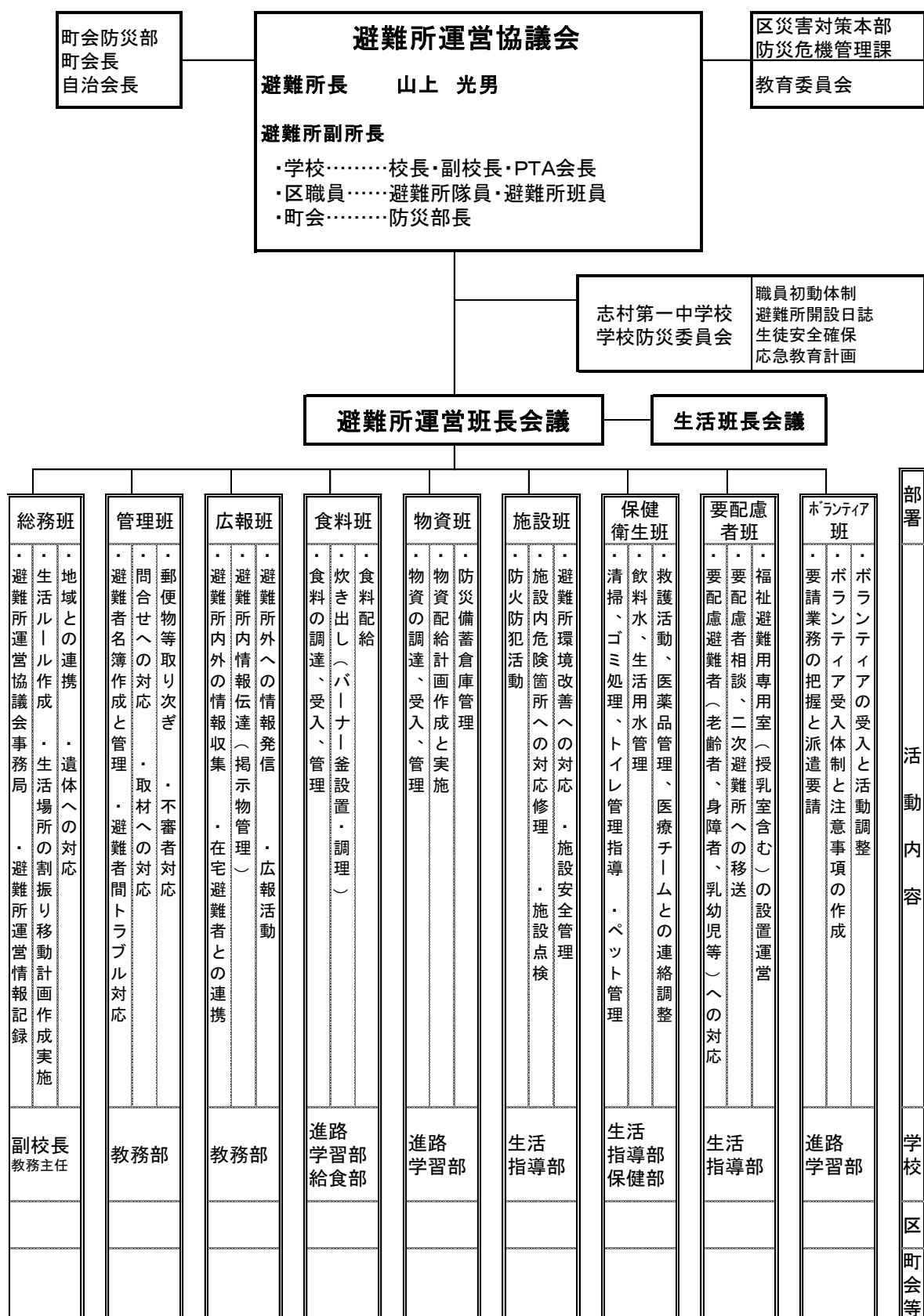
登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。
特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
- 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。
特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
- 交通機関を利用している生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。
- ※ 登下校共に、事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難をする。

地震発生時の安全な行動

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭にのせ、素早くその場所から離れる。
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、素早く離れる。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んでいる狭い道路を通っている時は、できるだけ早く広い場所に避難する。
- 古い建物など危険と思われる場所には近づかない。
- 倒れた電柱、垂れ下がった電線に近づかない。
- 橋の上は危険なので、すぐ離れる。

令和〇年度 志村第一中学校防災組織図



避難所平面図

- 管理室(立入禁止)
- 共用部
- 一次開放
- 二次開放

